

# フリーぺーぺー

2013年 3月号

# カイケイ

2013年3月11日発行  
発行/株式会社イーマック  
編集長/大場史郎  
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号  
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861  
E-mail webmaster@kaikei.co.jp  
URL http://www.kaikei.co.jp



所長コメント

**2月15・16日 携わっている某農協の監事会の旅行で東京はとバスツアーリに行ってきました。新装された東京駅の丸の内側(皇居側)の南口の近くに都内観光をするはとバス乗り場があります。考えてみれば、仕事でちょくちょく東京へは行きますが、改めて名所を見るのは高校の修学旅行以来です。15日は雨模様で、浅草、スカイツリーをメインに観光しました。写真は雨に煙る皇居二重橋、スカイツリーから見た下界の様子です。雲が下に見えます。**

16日は晴天でしたが、めっぽう寒くて、屋間でも1・2

度でした。風も強く、横浜の山下公園や中華街に行ったのですが、予定の港内クルーズは中止になりました。あまりの寒さに早めにバスに戻っても、エンジンはかけていません。運転手が、毛布を巻いて待機しているのには感心しました。15年前の夏にスイスに行った時、バスを待機するときは必ずエンジンを切るのを思い出しました。日本もやっと環境面でヨーロッパ並みになったということでしょうか?

平生の行いが悪いせいか、天候には恵まれませんでした。

## 社長の仕事

税理士  
大場史郎

金融円滑化法終了の後

金融円滑化法が2度の延長を受けて、平成25年3月31日で打ち切りになります。  
関与先の皆様の中でもこの制度の恩恵を受け、救われているところもあります。

返済の猶予を与えられた間に、売上確保の道筋を立て、社内のリストラ、経費の削減を図り、その結果財務を改善するというのがシナリオですが、現実には円高や社会構造の変化によるデフレなどにより、なかなか予定通りには進まず、むしろ、中には元本返済が止まり、金利負担だけになっているのに、それさえも困難になった関与先もあります。

金融庁はこれまで30万～40万社が円滑化法を活用したと推計しています。うち5万～6万社は事業再生や転業が必要といっています。（今のままではどうしようもない状態）

円滑化法には小規模な企業の経営を支える効果を認める声が多い一方で、経営力の弱い企業の温存につながり、経済の新陳代謝を遅らせてきたとの批判もあります。

さて、この金融円滑化法の終了に合わせて、金融庁は各金融機関に「金融円滑化法終了前と後では、その対応を大きく変えないよう」強く要請しています。

しかし、現実には一つの法律が終了するわけですから、今までと同じというわけにはいかないと思います。  
まず、言われているのが、**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**（実抜計画）を作つて、全く払つていなかつた借入金を一部でも返済を再開するというものです。

その実抜計画は、経営者の皆様と協力して作成してまいります。できれば、金融機関に催促されるのではなく3月中に作成したいですね。

それすらもできない先に関しては、金機関も厳しい対応をするものと思います。  
景気に多少薄日が差し始めてきました。大切なのは経営者の皆様のやる気です。  
ぜひ、一緒に日が差すまで、この難局を乗り切つて行きましょう。



## “任意後見制度と法定後見制度”

Aさん：最近、「任意後見」とか「法定後見」という言葉を聞くけど、その違いが判らないんだけど…。

わたし：人は、正常な判断能力のある若いときは何の問題もなく生活できるけど、だんだん高齢になると、痴呆症になつたりして判断能力がなくなり、自分で財産を管理したり処分できなくなるだけでなく、独りでは生活もできなくなるよね。そのために、将来の後見人の候補者を本人が予め選任しておく制度が任意後見制度だよ。これは、正常な判断能力のあるときに本人と任意後見人候補者(受任者)でする契約に基づくもので、この契約は必ず公証人役場で公正証書でしなければならないんだ。そして、本人の判断能力が不十分になったときに本人、配偶者、親族、任意後見人候補者(受任者)等が家庭裁判所に対し「任意後見監督人」の選任を申し立てて、任意後見監督人が選任されたときに、この任意後見契約は効力を生ずるとされているんだ。そして、本人に判断能力がなくなったときに、親族、任意後見人(受任者)、任意後見監督人、検察官等が家庭裁判所に後見開始の審判を求め、法定後見人(これに任意後見人候補者(受任者)が選任される場合が多い。)を選任してもらって、以後はその法定後見人が本人(被後見人)の生活、療養看護、財産の管理をしていくんだ。これらのことは登記されるよ。

Aさん：もう一方の法定後見制度は？

わたし：任意後見制度が将来の後見人の候補者を本人が予め選任しておいて将来判断能力がなくなったときにスムーズに後見人を選任して本人(被後見人)の生活、療養看護、財産の管理ができるように繋いでいく制度なのに対して、法定後見制度は、本人に判断能力がなくなったときになって初めて、親族、検察官等が家庭裁判所に後見開始の審判を求め、法定後見人を選任してもらって、その法定後見人が本人(被後見人)の生活、療養看護、財産の管理をしていく制度だよ。これも登記されるよ。

Aさん：なるほどね。どちらが本人にとっていいんだろうねえ。

わたし：本人の希望が第一だろうけど、判断能力がなくなってからじや遅いから、専門家(司法書士や弁護士)に相談して、自分の家庭の事情等もよく考慮して決めるべきだろうね。

社会保険労務士  
キャリアカウンセラー  
**田村 実**



## 年次有給休暇の計算方法

Q: 有給休暇の残日すべてを消化する目的で、1ヶ月前に退職を申し渡した者がいます。1ヶ月に1日も出社しない形になりますが、丸1ヶ月分の給与支払が必要になるのでしょうか。計算方法を教えてください。

A: 年次有給休暇は「労働義務のある日についてのみ請求できる」ので、所定労働日数が21日の月であれば、請求日数のマックスは21日です。

一方、欠勤控除の計算をする際、「労働日数按分」と「暦日按分」の2通りの考え方があります。最終月の出勤日がゼロの場合、労働日按分方式なら欠勤日が21日、暦日按分なら30日(1ヶ月30日の月の場合)となります。このため、「欠勤日が30日で、年休の請求日数が21日なら、9日分の賃金カットができる」という発想が生まれます。

年次有給休暇に支払う賃金は、次の3タイプのいずれかを選択します(労基法39条7項)

- ① 平均賃金
- ② 通常の賃金
- ③ 健康保険の標準報酬日額(労使協定締結がある場合)

① の平均賃金は、3ヶ月の賃金総額を「暦日数」で割るのが原則なので、「暦日按分」方式といえます。③の標準報酬日額も標準報酬月額を30日で割るので同様です。しかし、①③の計算には、所定外労働の賃金も含みますので、基本給を暦日数で除した1日分の単価よりも高いのが通常です。そのため21日分の年次有給休暇を支払ったとして「丸1ヶ月の賃金」より高くなってしまうケースもあると思われます。

次に②の通常の賃金の場合、「月によって定められた賃金については、その金額を月の所定労働日数で除した賃金」(労基則25条)と定められています。つまり、「労働日按分」方式と言えます。この場合1ヶ月の年次有給休暇の賃金総額は、「1ヶ月の基本給 ÷ 所定労働日数 × 有給休暇取得日数」となります。上記ご質問のように、1ヶ月の所定労働日数がそのまま有給休暇の取得日数なら、1ヶ月の基本給そのままの支給になります。



今年度の法人税の税制改正のうち、反応が大きそうな改正を二点お伝えいたします。

まずは**交際費**についてです。現在では資本金1億円以下の法人については、税務上損金として認められるのは、600万円を上限として、さらにその内1割は損金から除かれてしまいます。つまり、交際費の額が上限の600万円の場合、その600万円の1割の60万円は、税務上損金として認められないとなっています。それが、今回の改正では、まず限度額が**800万円**へ引き上げられ、さらに**全額が損金算入されること**になります。簡単に言うと枠が増え、更に全額が経費で落とせることになります。ただし、適用期間は今のところ平成25年度末までとなっています。

交際費といえば真っ先に事業関係の方との飲食、贈答が思い浮かばれると思いますが、実際はそれ以外に例えば税務調査でよくもめる紹介手数料、従業員の方との飲食代(こちらも要件を満たさないと交際費となります)その他広告宣伝費や会議費など交際費と関係のある取引はたくさんあります。この辺も全額損金となるありがたい改正ではありますが、かと言って、使いすぎにはご注意下さい。また、そもそも経費として認められるためには、相手先、飲食等の目的がはっきりしていることが大前提となることには変わりありませんのでこちらもご注意を。

二つ目は**所得拡大促進税制**です。

これは、中小企業の場合、基準となる事業年度の人件費の額より**人件費の額が5%以上増加した場合、増加額の10%がその期の法人税額から控除されます**。

年額1,000万円お給料が増額したら100万円法人税が安くなるかもと言う事です。ただし、本来の法人税額の20%を上限としてですが。

国の狙いとしてはその名の通り、国民の所得を増加させてお金を回して景気を良くしましょう。というのが狙いだと思うのですが、実際は低迷している景気の中で、多くの企業がいかに経費を削減できるかと必死になっているご時勢に従業員の方のお給料を増額できる企業は少ないと思います。ただ、あくまでこの税制は、2期分の人件費の比較で判断しますので賞与の支給時期を来期にずらす事などによりの対応できる企業様もあるかも知れません。一度ご検討を。

## パソコン Rescue レスキュー

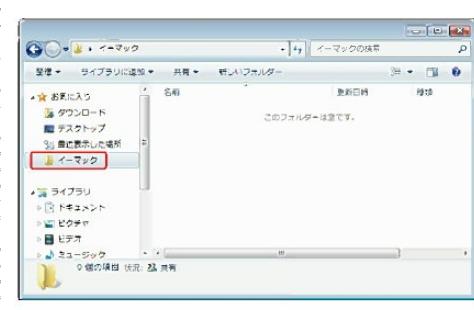
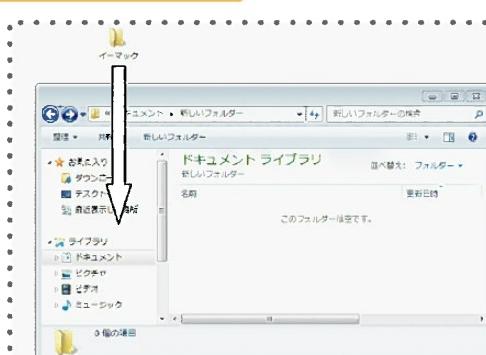


担当：藤井俊之

よく使うフォルダをフォルダのウインドウに登録する

フォルダのウインドウのお気に入りによく使うフォルダを登録しておくと、すぐに開くことができて便利です。

例えば、「イーマック」というフォルダをよく使う場合、「イーマック」フォルダのアイコンをお気に入りのところへドラッグし、挿入位置の横線を確認してドロップします。



すると、お気に入りに「イーマック」フォルダへのショートカットが追加されます。これをクリックすると、すぐに開くことができます。

お気に入りから削除するには、お気に入りの「イーマック」文字の上で右クリックして[削除]を選びます。この場合、お気に入りからショートカットが削除されるだけで、フォルダ自体は削除されません。



## 税務 役員の海外視察旅行

担当:小柳博美



海外視察旅行であっても業務上必要な出張であれば、不相当に高額なものでない限り旅費交通費として会社の費用として処理できます。

ただし、その出張が業務上必要なものであることを証明できなければいけません。

そのため、旅行の日程表や訪問先、業務内容、商談内容を記録した報告書等の作成が最低限必要になります。

また、不相当に高額な金額の判断については、日当、宿泊料、仕度金等の額が適正であるかどうかがポイントになります。旅行先の物価事情、旅行目的、旅行期間等から勘案してその支給額の適否を判断することとされています。

ではもし、業務上必要な海外渡航ついでに観光を行った場合はどうでしょう？

この場合、経費を日数で按分することとなります。

例えば旅行が5日間あり、そのうち2日を観光など業務遂行上直接必要でないものに使った場合には、3/5は経費に、2/5は給与や賞与となります。

その旅行自体が業務遂行上必要なものである場合、按分する経費は、往復の旅費は全額経費として計上し、それ以外の経費が日数により按分となります。

## 税務 報酬、料金等の源泉所得税

担当:吉村千花子



税理士や弁護士などへの報酬、講師料などを支払うときは、基本的にはその報酬、料金等から源泉所得税を差し引いて支払い、その源泉所得税額を納付する必要があります。では、そのような支払いの請求書を見たときに、その請求額は消費税は加算されていますが、源泉所得税は人によって差し引いてあったり、差し引いてなかつたりすることがあるのをご存知ですか？当事務所からの請求書でもそうなのですが、それは、以下の要件にあてはまる場合は源泉所得税を納付する必要がないためです。

① 個人であって、その個人が給与等の支払者ではない。

② 個人であって、給与等の支払者であっても常時2人以下の家事使用人のみに対する給与の支払者。これに該当しない場合は源泉所得税が引いてあります。

また、平成25年1月から源泉所得税10%に加えて復興特別所得税0.21%が引かれるようになりましたので、たとえば報酬額が100,000円だった場合、以下のような計算になります。

平成24年12月まで

①、②にあてはまらない場合

報酬額100,000円 + 消費税5,000円 - 源泉所得税10,000円 = 95,000円

①、②にあてはまる場合

報酬額100,000円 + 消費税5,000円 = 105,000円

平成25年1月から

①、②にあてはまらない場合

報酬額100,000円 + 消費税5,000円 - 源泉所得税10,210円 = 94,790円

①、②にあてはまる場合

報酬額100,000円 + 消費税5,000円 = 105,000円

参考にしてみてください。

## 税務 確定申告を忘れたとき

担当:宗盛早織

3月15日は確定申告の申告期限です。申告はお済みでしょうか？

さて、確定申告をうっかり忘れてしまった、申告をわざとしなかった、などといった場合、どのようなことがあるのでしょうか？



申告期限内に確定申告を忘れた場合、期限後申告として取り扱われます。期限後申告をしたり、税務署から所得金額の決定を受けたりすると、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。また、期限後申告によって確定申告を提出した日が納める税金の納期限となりますので、この日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

**期限後申告をした方が、青色申告事業者だった場合はさらに大変です。**

複式簿記により記帳し貸借対照表を添付した方には、**65万円の青色申告特別控除**という優遇制度がありますが、この制度は期限内申告が要件となっているので、期限後申告だと10万円に減額されてしまいます。

以上のように、通常では払わなくてもいい税金がかかつたり、たくさん税金を払わなくてはならなくなるので、確定申告は期限内にきちんと申告しましょう。

医療費控除や控除モレなどの払いすぎた税金を戻してもらう還付申告は、申告期限の後、5年間申告が可能です。この機会に控除モレなどがないか見直してみるのもいいかもしれませんね。

## 税務 嘴託医(代診医)に支払う報酬

担当:田熊美里

事業主がその委嘱した医師に支払う報酬については、次のような所得に区分されます。



- (1)大学病院の医局等のあっせんにより派遣された医師に対して支払う報酬は給与所得になります。
- (2)あらかじめ診療の場所、日時、報酬が定められているような医師に対して支払う報酬は、雇用契約の性格がありますので給与所得になります。
- (3)特定の手術などを依頼されたような場合の、請負契約の性格が強い場合には、事業所得(開業医の場合)、または雑所得(勤務医の場合)となります。

(1)または(2)のように、給与所得となる場合には、源泉徴収が必要となります。来てもらったその都度報酬を支払っている場合には、原則として税額表の「日額表乙欄」を適用し、源泉徴収することになります。

しかし、次のような支払い基準によって支払う場合には、「月額表乙欄」を適用することが認められています。

- ①月間の給与総額をあらかじめ定めておき(1ヶ月30万など)、これを月ごと、または来てもらったたびに分割して支払うもの
- ②月中に支払うべき報酬をまとめて月ごとに支払うもの

# 花子32歳

おおばけ

## 噛み合わない二人



## ~トレンドを読む~

担当 大場史郎

### 節約疲れ

最近日経新聞などに「節約疲れ」という文字がよく踊っている。例を示すと次のような記事だ。

『高島屋は7日、2012年2月期の連結業績予想を上方修正すると発表した。デパートの宝飾品や高額品販売が回復している。「高額品の販売が回復している理由をどう考えているのか。」富裕層に節約疲れがあるのかもしれない。震災後に、人々がいろいろな絆、交友関係、親戚づきあいを重視する傾向が出て、ギフトなどの需要に結びついているのではないか』。また、全国展開をするファミリーレストランは『ファミリーレストランの客足に回復の兆しが見え始めた。昨年秋以降、大手各社の既存店売上高はおおむね前年同期を上回っている。支出抑制のために家庭で食事をする「内食」志向は根強いものの、家族連れを中心、「たまには外食を」という意識も広がっているためだ。自宅で作るには手間のかかる料理や健康志向の低カロリーメニューを手ごろな価格で楽しむことができるファミレスの利便性を見直している消費者が少なくないようだ。』

アベノミクス以来、世の中のトレンドが徐々に替わってきたようだ。298円を売りにする居酒屋チェーンがもてはやされたが、消費者もぼちぼち飽きてきたように思える。連日株価が年初来最高値を記録している。株価を記載した雑誌「四季報」が売り切れ状態になっている。こういった要因も、財布のひもを緩め、「節約疲れ」に繋がっているのではないだろうか？

安部首相が、個人消費を促すために、賃上げを経団連などに要請している。「まずは賃上げできるところから、お願いしたい。」我々中小企業が恩恵を受けるのはまだ先だろうが、徐々に川下にも水は流れて来ると思われる。

「昭和」といえば右肩上がりの夢とロマンがあるような響きがある。逆に「平成」といえばなんとなく登りつめた山を降りるような、右肩下がりの印象がある。最近その古き良き昭和を懐かしむような造りや装飾がもてはやされる。東京駅などもその典型のように思われる。その昭和に活躍した団塊の世代がボリュームゾーンとして人口構成で大きなウェートを占めている。一線を退いたとはいえ、まだまだ元気でエネルギーッシュだ。各業界はこの世代を一齊に狙っている。「コンドロイチン」「グルコサミン」「コラーゲン」などなど3歳の孫まで口にする。これから時間と体力が充分にあり、小金も持っている彼らの趣味や健康さらには財テクなどが大きなビジネスチャンスになるのではないだろうか。

# ☆ シンプルスピード 初級編☆

担当: 宗盛早織

シンプルスピードの使いやすさの秘訣は、「検索機能」にあります。柔軟な検索機能によって、日々の入力がもっと簡単になったり、過去のデータを見つけやすくなるのでコツを覚えましょう。

## ○基本 検索

年月日	部門	借方記号	貸方記号
補助No.	補助内容	摘要	税込金額
複	3		⇒
新			10000
挿	検索キーワード	課税区分	手入力
		税率	内税額
			借 貸

検索ボタンを押すと、全てのボタンが点線で囲まれた状態になります。

年・月・日・部門・借方記号・貸方記号・補助・摘要・金額

「どれでも検索ができます。」

たとえば「3月に1万円使ったもの」を検索する場合には、月に3 金額に10,000を入力し、エンターか左にある検索ボタンを押します。

## ○アンド検索

「車両費の中でガソリン代以外のもの」など複数の検索を組み合わせて検索することも可能です。

ココがポイント  
1つめの検索で検索して、  
2つ目のワードで除外に  
チェックすると、  
車両費で検索した中で、  
ガソリンを除外してい  
ます。



## ○検索キー

給料などによく使いますが、毎月同じ仕訳が出て場合など、よく使う仕訳に検索キーを設定しておると、複数の仕訳が一度に検索できて大変便利です。

たとえば、3月分の給料を検索すると・・・給料の仕訳のかたまりが一度に検索されました

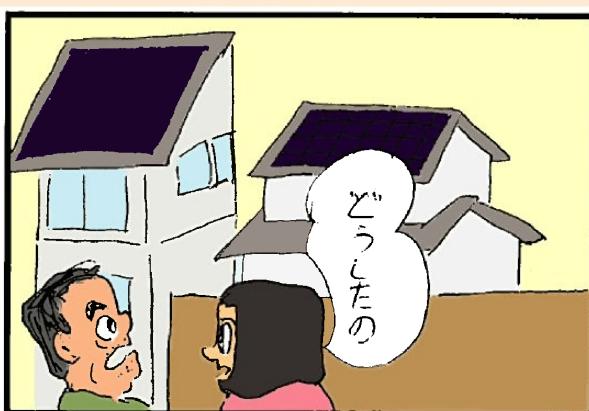
これを複製すれば、訳ミスなどが少なくなります。

このように、シンプルスピードはとても柔軟に検索することができます。いろんな検索の仕方を試してみてはいかがでしょうか？！

# 大工のゲンさん家 II

帰ってきた大工のゲンさん

## 太陽光ブーム



弊社ホームページに今までのタクティクスが載っています。  
ぜひご覧ください。 <http://www/kaikei.co.jp>

## 事務所からのお知らせ

宮本佳依

### ■確定申告による、所得税・消費税及び地方消費税について

平成24年分の確定申告の申告期限と納期限は以下のとおりです。

	確定申告期間	法定納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	平成25年2月16日～ 平成25年3月15日	平成25年3月15日	平成25年4月22日
消費税及び 地方消費税	平成25年1月～ 平成25年4月1日	平成25年4月1日	平成25年4月24日

※振替納税の依頼は、平成25年3月15日までにしなければなりません。

### ◆所得税の延納

所得税の確定申告分については、平成25年3月15日(金)まで(振替納税の場合は4月20日まで)に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を平成24年5月31日(木)までに延長することが出来ます。延納期間中は年4.3%の割合で利子税がかかります。

## セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。次回、4月8日(月) 安友源六司法書士『あなたも「遺言書」を書いてみませんか?』

場所: 大場税務会計3階 会議室

時間: 13:30～15:00

定員: 20名程度 《入場無料》

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 編集後記

当事務所で一番若い私がいうのもなんですが…

先日、某所で、中高年向けの某女性週刊誌を読みました。自然に歳を重ねて、若さを保とう！・みたいなテーマの記事で、あなたも老化度チェックを！というのですが、私には関係ないと思いつつ、読み進めてきました。

- ・髪型をこの一年変えていない。
  - ・洋服のスタイルをこの一年変えていない。
  - ・新しい習い事をこの一年はじめていない。
  - ・出かける予定があっても天気に左右される。
  - ・休日は、身体を休めるために外出しない。
- あと幾つかあったと思いますが、ほとんどに当てはまりました。ガーン、という感じでした。
- 要するに、変化に対するストレスに立ち向うか、負けるかのチェックで、ストレスに、負けます。
- 自然に歳を重ねて若々しくいるには、ストレスに一步も退かない根性がいるんだなあ…と感じ、なにか新しい事を始めようかと考えています。

宮本佳依